

平成 24 年度第 2 回高槻市都市計画審議会会議録

開催日時 平成 25 年 1 月 21 日(月) 午前 10 時～午前 10 時 45 分
開催場所 市役所本館 3 階 第 2 委員会室
出席状況 出席委員 17 名、欠席委員 3 名
傍聴者 1 名
案 件 第 67 号議案 北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（高槻市決定）について
その他
報告事項 都市計画道路（大阪府決定）の見直しについて

開会

・濱田市長より挨拶

皆様、おはようございます。

平成 24 年度第 2 回都市計画審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、公私とも何かとお忙しい中、後出席を賜りまして、誠に有難うございます。

また、平素から市政各般にわたり、格別の御理解と御尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日御審議いただく付議案件は、「北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（高槻市決定）について」の 1 件でございます。

「安全・安心のまちづくり」に向けまして、この度、市街地の火災に対する防災機能の向上を図るため準防火地域を拡大したく、御審議をお願いするものであります。詳細につきましては、後ほど事務局から御説明を申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

また、本日は報告案件が 1 件ございまして、「都市計画道路（大阪府決定）の見直しについて」御報告いたします。こちらは昨年度の本審議会でも御報告させていただきました、大阪府が府下全域で実施している都市計画道路の見直しにつきまして、今年度の協議状況を御報告するものです。

本市の都市計画あるいはまちづくりにとって、大きな影響を与える新名神高速道路の供用が平成 28 年度に控えるなか、本市の目指す集約型都市づくりの実現のため、適切な見直し内容となるよう、今後も引き続き大阪府との協議等に取り組んで参りますので、本日御助言等いただければ幸いです。以上、簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

・事務局より出席委員及び行政側出席者の紹介

第 67 号議案北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（高槻市決定）について

【会長】

それでは、議事に入りたいと思います。本日の案件、第 67 号議案でございます。

「北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（高槻市決定）について」を議題とさせていただきます。事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

それでは、第 67 号議案「北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（高槻市決定）について」説明をさせていただきます。

具体的な議案説明につきましては、お手元の平成 24 年度第 2 回高槻市都市計画審議会議案書と別冊の都市計画審議会資料、さらには前方のスクリーンを用いて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。恐れ入りますが、前方のスクリーンを御覧ください。まず、議案説明に入ります前に、防火地域及び準防火地域の法的な位置付け、および今回の都市計画変更の目的を申し上げます。

都市計画法において防火地域及び準防火地域は、「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」と規定されており、建築物の外壁・軒裏の材料や窓などの開口部の仕様等に対して、一定の防火性能が必要となります。

今回の都市計画変更は、今後発生が懸念される東南海・南海地震等の大規模地震による被害を軽減する方策の一つとして、準防火地域を拡大し、建築物の火災に対する安全性を高めることにより、市街地の防災機能の向上を図ることを目的として行うものでございます。

それでは、議案説明に入らせていただきますので、議案書を御覧下さい。

こちらの議案書ですが、表紙をめくっていただいた 67-1 ページは、市から本審議会への付議依頼文となっております。

次の 67-2 ページは変更の計画書ならびに変更理由となっております。上段の表は、都市計画変更後の防火地域、準防火地域の面積でございます。防火地域につきましては現行より変更なく約 61 ヘクタール、準防火地域につきましては、変更後の面積が約 2,599 ヘクタールとなります。

変更理由としましては、都市の不燃化を計画的、効果的に進め、防災上の安全性を高めるため、防火地域及び準防火地域を変更するもの、としております。

次の 67-3 ページの封筒には変更内容を示した総括図を添付しておりますが、こちらの内容につきましては、前方のスクリーンで説明いたします。

まず、現在の指定状況ですが、黒い格子のハッチングで示す防火地域が、各駅周辺の商業地域、JR 高槻駅北東地区地区計画の区域、及び都市再生特別地区に指定されております。また、右上がりの黒い斜線で示す準防火地域が各駅周辺の近隣商業地域に指定されております。

今回追加指定する準防火地域は、それらを除く建ぺい率 60%以上の区域であり、左上がりの赤い斜線で示す区域となります。

今回の変更により、主に北部に広がる第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域を除く、市街化区域の約 80%の地域が防火地域もしくは準防火地域に指定されることとなります。

なお、この建ぺい率 60%以上という指定基準は、大阪府の都市計画区域マスタープランにおいて、「市街化区域内の建ぺい率 60%以上の地域については、延焼する確率が高くなるという研究結果があることから、準防火地域の指定を促進する」という都市防災に関する方針に基づくものです。

次に、別冊の審議会資料を用いて説明します。審議会資料の 67-1 ページをお開きください。こちらの表が新旧対照表になります。都市計画変更後において、防火地域は現在と変わらず約 61 ヘクタールのままとなります。準防火地域は約 2,599 ヘクタールとなり、変更前の面積が括弧内の約 45 ヘクタールですので、変更後は現在の約 58 倍の面積となります。

次に、都市計画の告示についてですが、今回の都市計画変更の告示日は、本日より約 5 か月後の平成 25 年 7 月 1 日としております。これは、準防火地域内のきまりに適合した建築物の設計などに一定の時間を要することや、市民や関係者に周知を図るための期間を設けることとしたためです。

続きまして、資料 67-2 ページの箇所別概要調書を御覧ください。

変更後の準防火地域の面積約 2,599 ヘクタールの用途地域ごとの内訳につきまして御説明いたします。

今回追加指定する準防火地域は、市街化区域内の建ぺい率 60%以上の地域としており、表の一番左の列に示す、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域のうち容積率 200%の地域、準工業地域および工業地域の、小計で示す 2,554 ヘクタールとしております。

A3 の資料 67-3 ページを御覧ください。

こちらは、この都市計画審議会の後、平成 25 年 7 月 1 日に予定している告示までの間に、市民及び関係者への周知を図るためのリーフレットの案でございます。

67-3 ページの左側には先程御説明申し上げました準防火地域指定拡大の目的を、右側には準防火地域の指定区域を示しております。

裏面の 67-4 ページを御覧ください。左側には準防火地域の決まりとしまして、建築基準法に基づく準防火地域内の建築物の構造制限の概要を、ページ右側の上段には、木造 2 階建ての住宅における防火措置の例を図示しております。

右側の下段には、準防火地域の指定拡大区域における規制の適用について示しており、1 に準防火地域指定の施行予定日は平成 25 年 7 月 1 日を予定しており、施行日以前に法令に適合して建てられた建築物については、準防火地域の構造制限への適合義務がないこと、2 に準防火地域の構造制限の適用の基準日は着工日となること、3 にこれまで建築確認申請が不要とされていた 10 平方メートル以内の小規模な増改築についても、施行日以降は建築確認申請が必要となることを示しております。

今後は、平成 25 年 7 月 1 日の告示・施行に向け、このリーフレットを用いた周知活動を行っていく予定でございます。

恐れ入りますが、今一度、前方のスクリーンを御覧ください。今回の都市計画変更の手続きですが、まず、市民向けの説明会を昨年 8 月 24 日金曜日と 8 月 26 日日曜日の 2 回に渡り開催し、説明いたしました。述べ 21 名の参加があり、建築物の制限内容等に関する質問がございましたが、当日の説明で御理解いただいております。

また、都市計画変更案の公告縦覧を、昨年 11 月 15 日から 11 月 29 日までの 2 週間にわたり行いましたが、意見書の提出はございませんでしたので、あわせて御報告いたします。

以上で、第 67 号議案の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

【会長】

はい、御説明ありがとうございます。

それでは、ただ今御説明がありました議案の内容につきまして、質疑に入りたいと思います。

本件につきまして御意見・御質問等がございましたらよろしくお願いたします。

【A委員】

すみません。先ほどの説明で、市民又は関係者に周知していくということですが、具体的に詳細を教えてくださいませんか。

【会長】

事務局のほう、よろしくお願いたします。

【事務局】

今度の具体的な周知計画ですが、コミュニティ市民会議での説明、審査機関への通知、商工ニュース等への掲載、宅建取引協会等への通知、府建築士会等への通知、商工会議所部会等での報告といった各方面への周知活動を予定しております。

【A委員】

広報とかに載せる予定はないですか。

【事務局】

広報にも載せる予定です。

【A委員】

そうですね。わかりました。

都市計画に定めるということで、非常に大事なことだと思っておりますけれども、関係者だけではなく、これだけ大きな地域が準防火地域に指定されるということは、高槻市として都市防災の取組を一步進めるということだと思っております。

そういう意味で、これまで関係のない住民の人たちも、こういう地域に指定されているところに住んでいるということの認識も大事ではないのかなと思っております。関係することないとは言えども、各個人で各自で防災対策をしていくのが今後大事だと思いますし、機会あるごとに防災意識を向上させていくということがすごく大切だと思います。こういったことをこの機会に、広報等で周知されるときに、わかりやすく、単なる準防火地域が変更になりました、変わりました、ということだけではなく、こういったことを中心にして高槻市が防災対策も一步進めており、こういったこともやっていますという市民に対する防災意識が向上できるようなことに取り入れて幅広く活用されていかれたらどうかなと思っております。

それともう一点、各自自治体によってこの60%という数字が少し違うとお聞きしましたが、その内容と高槻市が60%にされた理由についてお聞かせいただきたいと思っております。

【会長】

事務局、よろしくお願いします。

【事務局】

大阪府が大阪府都市計画区域マスタープランで推奨していることから、本市につきましてはそれに倣って60%としています。近隣の市におきましては、60%未満の第一種低層住居専用地域などを含めた市街化区域全域を指定しているところもありますが、本市は60%を基本として、大阪府の推奨に倣って指定したしだいでございます。

【A委員】

だいたい大阪府に倣ってということですが、もう少し詳細に、なぜ大阪府の指針にしたのかとか、大阪府の中でもずいぶん地域的にも状況が違うと思うのでその背景とかをこういった機会にもう少し説明をしていただけたらいいのかなと思います。資料にもありますけれども、防災に関する意識がずいぶん変わってきていると思います。ことあるごとに自治体の取組を市民に幅広く説明していく、それと高槻市が持つ特色とか防災に関する課題とかを機会あるごとに明確にしていくということが、すごく大切なことかなと思います。道路であるとかいろんなことは取組に非常に時間がかかることで、こういったことを取り入れることでより都市災害の被害の軽減を図っていこうという取組だと思いますけれども、先ほども申し上げたとおり、やはり一つ一つ機会あるごとに市民に知らせていく、市もそういうことを公表していくということを努めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

【会長】

よろしいですか。

【B委員】

7月1日から施行ということで、今まで建っていた古い家には当然適合されませんが、増改築に伴いということを書いてありますが、順次すべてを基準に合うようにということだと思いますが、2番に書いてありますように基準日が着工日ということで、まだかなり日にちがありますけど、それまでの間についても「その日からこうなりますので、できればこういう風にやってください。」という市からのしっかりした働きかけをしていただきたい。ぎりぎりすべりこみセーフということでは、今後将来的に困ると思います。そのところしっかりやっていただきたい。また、御指導していただきたいと思います。

【会長】

ありがとうございます。励ましのお言葉でした。

事務局それにつきまして何かございますか。

【事務局】

A委員からもございましたように、市民の方に防災の大事さを理解していただくということが

一つの大きい今回の都市計画変更の目的かなと思っております。業者向けだけではなく、市民の方にも御理解いただけるようにしっかり広報に努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。
他に御意見御質問等ございますでしょうか。

【C委員】

先ほどの質問の回答のときに、他市では60%未満でもやっているということですが、その違いはどこにありますか。

【会長】

事務局よろしく申し上げます。

【事務局】

60%という数字につきましては、建ぺい率60%以上となりますと、延焼する比率・速度が大きくなるという大阪府の研究結果に基づいているものでございます。本市の建ぺい率60%未満の地域は、主に、市域の北部に広がります建ぺい率50%の第一種低層住居専用地域となっておりますが、そちらの現在の実態としましては、比較的ゆとりのある区画、建物等が建て詰まっていない状況が確認されておりますし、道路等も整備されている状況でございますから、そういった実態を勘案しまして、60%以上として問題ないと判断しておりますのでよろしくお願いいたします。

【会長】

よろしいですか。

【C委員】

他市はどうして50%も含めるんですか。

【事務局】

わかりやすいところで言いますと、摂津市などは全域準防火にするという考え方でされているところもありますし、本市は細分化して、府の都市計画区域マスタープランに示す方針を踏まえつつ、市として検討した結果、府と同じ60%以上の地域に定めたというところでございます。たとえば東京の区部などでは、市域全体の95%を準防火に指定しており、震災の危険が非常にせっぱ詰まっているところではそれなりに厳しいやり方をされていくでしょうし、高槻市の場合は、先ほど申し上げたとおり北部の住宅地は建て詰まっていない、道路整備もされているという中で50%の地域まではかけていく必要がないと判断したものでございますのでよろしくお願いいただけます。

【C委員】

東南海地震うんぬんという話がありましたが、地震の影響が大きい地域については50%の地域も含めた形で準防火地域にする。比較的被害が小さいと思われる地域についてはそうしないという例えば区分があれば、摂津市はああそうかと、高槻市は海からも遠いし影響も低いのかなあなんて思いますが、基準がはっきりしないので気持ち悪い。摂津市は積極的に防災に取り組んでいて、高槻市は積極的に防災に取り組んでいない、数字から見るとそう見えてしまうので説明がほしいと思います。

【事務局】

決して高槻市に取り組んでいないというわけではなく、準防火にすると、一定、増改築するときに準防火の構造制限に合致するようにするため、それだけ費用負担が増えるという意味もありますので、市民に対してどこまで費用負担をかけるのか、一方で生命・財産の安全、市民の安全を守っていくために行政としてどこまで指定していくのかという線引きのバランスがあるかなと思っておりまして、他市においては準防火を全域にかけるという地域もあれば、高槻市の場合は、市の状況をみれば60%の地域でいいのではないかという判断となっていますので御理解いただければと思います。

【会長】

よろしいですか。はい、お願いします。

【D委員】

地域の指定拡大というのは必要だと思います。まちに燃えにくい建物の比率が高まっていくというのは一定の時間がかかると思います。高槻市のほうからいただいている耐震化アクションプランの中に不燃領域率というのが、燃えにくい建物が占める割合を基に算出して地図に落としておりますが、こういったものは平成17年度の調査の基にやっておるのですが、こういったことの進捗率の確認を一定の地区でされていくのでしょうか。

【会長】

はい、事務局のほう、よろしくお願いします。

【事務局】

不燃領域率等につきましては、基本的には固定資産のデータとかもろもろのデータで計算することは可能ということになっておりますので、節目の時に確認するという行為は必要なかなと思っておりますので、5年になるか10年になるかわからないですけど、機会があるたびに確認していくというのは必要なと思います。ありがとうございます。

【D委員】

どれだけ進捗しているか、もし遅れがあるということでしたらどんな対策が必要か検討しながら進めていっていただきたいと思います。

【会長】

他に御意見、御質問ございませんか。

よろしいですか。御意見は出たということで、原案につきましてはみなさまの御承認御確認をいただきたいと思います。本案件につきましては御異議ございませんでしょうか。

<異議なしの声>

よろしいですか。原案のとおり承認する旨、答申をさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。本日の議案につきましては、以上でございますが、その他の案件、報告事項につきまして、事務局のほうから御紹介いただければというふうに思います。

その他

- ・報告事項 都市計画道路（大阪府決定）の見直しについて

【事務局】

報告事項 1 の「都市計画道路（大阪府決定）の見直し」について、説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

大阪府では、平成 22 年度末に「都市計画道路見直しの基本方針」を策定され、都市計画決定後、長期未着手となっている路線について、見直しをされております。

本日は、昨年度の本都市計画審議会以降に大阪府より示されました、本市に係る大阪府決定の都市計画道路の見直し素案に関して、その概要を説明させていただくとともに、大阪府との協議状況、今後の進め方などについて、報告させていただきます。

パワーポイントにより説明させていただきますので、恐れ入りますが、前方のスクリーンを御覧ください。

最初に、昨年、1 月 30 日の本市の都市計画審議会で報告させていただいた、大阪府による都市計画道路の見直しの概要について、あらためて説明いたします。

まず、今回の見直しの背景として、4 つの項目を示されております。

一つ目は「人口増加、拡大型社会から、人口減少、成熟型社会へ転じていくこと」、二つ目は「公共投資の制約」、三つ目は「交通量の減少」、四つ目に「長期未着手に対する法的課題」とされております。

このような社会情勢の変化を踏まえまして、見直しの基本方針として、各路線ごとに、交通処理機能、交通安全機能、防災機能、市街地形成機能、環境形成機能からなる必要性の評価と、今後 30 年以内に整備着手可能かという実現性の評価を行い、長期未着手の都市計画道路の存続、廃止の判断を行うこととされております。

昨年度の都市計画審議会後に、大阪府より提示された本市に関する見直し素案といたしましては、大阪府決定の都市計画道路、全 18 路線、総延長 39.9 キロメートルに対して、廃止候補路線が、7 路線、11.6 キロメートルとされております。

また、存続 1 として、現時点で必要と判断されるものは、7 路線、19.5 キロメートル。存続 2

として、現時点では必要と判断されるが、概ね 10 年以内に再検証を要するものが、2 路線、6.5 キロメートル。市移譲として都市計画決定の権限が市に移譲され、見直し対象外となったものが、2 路線、2.3 キロメートルとされております。

こちらの図は、府見直し素案と、本市の都市計画マスタープランで位置付けている、市域幹線道路ネットワークを重ね合わせたものとなっております。

赤い線が廃止候補路線、青い線が存続 1、黄色の線が存続 2、緑色の線が市に移譲された路線、となっております。また、黒の実線が市域幹線道路ネットワークにおける内環状及び外環状幹線道路、黒の点線が放射状幹線道路、を示しております。

廃止候補路線としましては、本市の都市計画マスタープランで内環状幹線道路に位置付けている、芥川上の口線の国道接続部、外環状幹線道路に位置付けている富田奈佐原線の国道以北の区間、放射状幹線道路に位置付けている高槻茨木線、高槻駅柱本線、芥川上の口線の北側の区間、その他、中小路津之江線、藤の里天川線、別所山手線、となっております。

こちらは、府見直し素案における各廃止候補路線の廃止理由でございます。

交通処理機能の必要性が低く、また、交通安全機能については必要性を有しているが、実現性が低い、と評価されている路線が、高槻茨木線、富田奈佐原線、高槻駅柱本線の摂津市境、中小路津之江線、藤の里天川線、別所山手線、芥川上の口線の北側の区間、となっております。

次に、交通処理機能、及び、交通安全機能、防災機能、市街地形成機能、環境形成機能の必要性が低い、と評価されている路線が、高槻駅柱本線の国道 171 号から十三高槻線の区間となっております。

また、交通処理機能の必要性が低く、防災機能については必要性を有しているが、実現性が低い、と評価されている路線が、芥川上の口線の国道接続部となっております。

続きまして、今年度の大阪府との協議状況を説明いたします。

まず、大阪府との協議に取り組むにあたっての庁内の検討体制を説明いたします。大阪府との協議が適切なものとなるように、平成 24 年 5 月に「都市計画道路（大阪府決定）見直しに関する検討・調整会議」を設置いたしました。

参考資料 1 として、本検討会議の設置要綱をお手元の資料に添付しておりますので、後ほど、御確認ください。

本検討会議のメンバーは、政策財政部及び都市創造部の次長、課長級職員とし、政策、都市計画、道路事業の視点から検討できる体制としております。

平成 24 年度におきましては、計 5 回の検討会議を開催し、本市の基本方針、考え方を検討いたしました。

続きまして、昨年度の本都市計画審議会以降に行いました、大阪府との協議状況を説明いたします。

まず、昨年 3 月 21 日に大阪府より見直し素案に関する説明がありました。その要旨としましては、今回提示したものはあくまでも素案であること、都市計画としては廃止するが、歩道設置が必要な路線は長期的に取り組んでいく、などの説明を受けております。市のほうからは、今回の見直し素案は理解できるものではなく、再考願いたい旨を伝えております。

その後、昨年 3 月 27 日に本市の市議会より、「大阪府都市整備中期計画案並びに都市計画道路（大阪府決定）の見直し（案）」に対する高槻市の意見反映を求める意見書が提出され、見直し内

容は容認できないという御意見を示していただいております。参考資料 2 として、本意見書をお手元の資料に添付しておりますので、後ほど御確認ください。

次に、今年度 4 回にわたって行った大阪府との協議状況を説明いたします。

昨年 6 月に行いました第 1 回の協議では、府見直し素案全般に関して協議を行い、廃止候補路線の再検討及び今後の適切な協議の実施を要請しました。

それに対して大阪府からは、個別路線の協議であれば調整可能であること、都市計画事業は市町村が施行するものと都市計画法で規定されており、廃止候補路線についても、市が事業を行う意思があれば存続にすることは可能などの意見がありました。

なお、この協議の際、本市都市創造部長から大阪府都市整備部長に対して、十分に本市と協議・調整を行うよう要望書を提出しております。こちらも参考資料 3 として、お手元の資料に添付しておりますので、後ほど御確認ください。

7 月に行いました第 2 回の協議では、府見直し素案の個別路線について、本市の考え方を提示するとともに、幅員変更など、都市計画を存続させて歩道整備を行うことも検討するように要望しました。大阪府からは、幅員縮小の都市計画変更は想定していないこと、今後 30 年以内の整備着手の可否は、府下全域のバランスを考慮して判断している、との説明がありました。

10 月に行いました第 3 回の協議では、個別路線ごとに存続とすべき理由を具体的に示しました。大阪府からは、都市計画を廃止して、出来るところから交通安全事業で歩道を整備するほうがよいと考えていること、府市双方が理解できる路線については平成 25 年度中に廃止したい、という意見がありました。

また、12 月の第 4 回の協議では、今後の進め方などについて意見交換を行い、都市計画道路の見直しについては、府決定路線だけでなく市決定路線も含めて、一体的に検討すべきであることや、新名神高速道路供用後の実際の交通状況を踏まえた検討も必要であることなどの考え方を述べております。

大阪府からは、市の理解を得ずに一方的に廃止することはしないという意見をいただき、今後も引き続き協議・調整を進めるが、沿道の地権者への権利制限を考慮し、いたずらに時間を掛けるべきではないなどの意見がありました。

最後に、今後の進め方ですが、以上の大阪府との協議を踏まえ、府市双方が協力しながら一定の時間をかけて検討し、ともに理解できる見直し内容となるよう適切に協議を継続してまいりますので、引き続き、御支援、御協力をお願いいたします。

以上で、報告事項 1 の説明を終わらせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。事務局の報告が終わりました。

この件につきまして御意見、御質問等がございましたらお願いします。

【E 委員】

議会でも昨年の 3 月 27 日に議会決議をし、大阪府に要望書を出しました。市長並びに議会の代表者名で大阪府知事に対する要望書を出し、副知事との懇談をもったわけですが、その中で、府が責任をもってやるべき事業、それから高槻市が責任をもってやるべき事業がありますが、大阪

府としては出来るだけ市町村に事業を任せていくという姿勢が多々見られました。この中で道路の問題、特に高槻で問題なのは 80 ミリ対応という最近の雨量の問題を含めて、これから 100 ミリ対応にするような施策が求められているわけですが、そういう事業全般を都市計画という形でやれる事業と、交通安全対策事業とがありますけれど、いずれにしろ 30 年という期間ではなくて、出来るだけ前倒しをさせていくということが求められるんじゃないか。というのは 3 年先には新名神が開通すると、高槻市の交通体系が大変変わってくる、変貌してくる、そのことを想定するなら 3 年先から事業を進めていくのではなくて、出来るだけ早期にそういうものを進めていくと、安全対策も含めてやっていくというのは大変必要ではないかと思いますので、ここで鋭意協議いただいているということは良く分かりましたので、出来るだけ実施計画を前倒しにするような、そういう取組も大阪府と詰めていただいて、3 年先には、とくに新名神との関係で安全対策を実現する、こういうことについては、出来るだけ固めていただいてそれについても市民に対しても明らかにする、そういうことをぜひともお願いしておきたい。こういうふうに思います。

【会長】

今御意見ございましたが、事務局のほうから何かございますか。

【事務局】

E 委員がおっしゃるように新名神が整備されて市内の交通状況が非常に大きく変わるという懸念があるなか、府としてもアクセス道路の整備なり、交差点の改良なりということの必要性は十分認識されているというふうに思っておりますので、引き続き、新名神までにやるべきことはしっかり要望するなど努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【会長】

他に御意見御質問ございますでしょうか。私も気になる点がありました。みなさんの御意見を聞くのが、まとめるのが仕事ですけれども。

廃止をしていくという話がですね、どうも市が作られている都市計画のマスタープランとうまく整合していないというふうに思います。都市計画の位置付けというのは、都市の骨格をつくっていくということで、それに対して、今回説明されている新名神の話につきましても、骨格としてどういうふうに構想をし進めていくのか、それだけではなくて、住んでおられる方も含めた都市の構造をどのようにこれからつくっていくのか、道路や交通機能はもちろん大事ですけれども、まちをつくっていくというのは、非常に重要なことなので、そうした点から都市計画マスタープランというもの、高槻市がこういう形で都市をつくっていきたいということを明確に方針を出しておられるそれに関して、府の考え方との相違があるということですので、これから今回の協議の内容につきましても、出来るだけ継続して協議を行うということ、大阪府が一方的に廃止することはしないとおっしゃっておられるので、出来るだけ市の事情を相互に理解した上で協議を進めていったらということがひとつ、交通安全事業もスケジュール感を持って取り組んでいくというのが大事かなと。緊急性が高いという名目で、長期的な視点というのは少し抜け落ちる所がありますから、そういう点でいうと交通安全事業につきましても、きちんとしたプログラムを府と

一緒になって作っていただいて、こういう事業も進めていただくことが、都市計画的な話としてまちをつくっていくという点からも重要なことではないかなと思います。

他に御意見御質問ございませんか。よろしいですか。

では、引き続き協議を続けていただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

案件ということでございますが、以上でございます。他に全体を通して御意見等ございましたら、いかがでございますでしょうか。

なければ、平成24年度第2回高槻市都市計画審議会を終了させていただきたいと思います。

委員の皆様、大変御多忙のところ御参集いただきまして誠にありがとうございました。

次回もどうぞよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。